

第1部 当事者の物語が、社会を変える


コーディネーター 早瀬 昇さん（社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事、
認定特定非営利活動法人日本NPOセンター代表理事）

新たなえにし結ぶ会 `18
第1部「当事者の物語が、社会を変える」

「当事者」という存在（ないし姿勢）の意味

社会福祉法人 大阪ボランティア協会 常務理事
 認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター 代表理事




早瀬 昇




講師の紹介
早瀬 昇 と申します

皆さんと
同学年→

1965年設立（今年、創立53年目）の民間市民活動推進組織**大阪ボランティア協会**（大阪ボラ協）で活動してきました。
 1973年、**電子工学**を学ぶ大学生になったのに、ひょんなことでボランティア活動に関わり、78年、**大阪ボラ協**に就職。1991年から事務局長を務め、阪神淡路大震災では**日本初の災害ボランティアセンター**を創設。NPO法の立法運動にも関わった後、後進に任せ、2010年に退職。
 今はボランティアで常務理事を務めています。
 1996年に創設された**日本NPOセンター**には発足準備段階から参画。2012年から代表理事に就任し、東京や東北の被災地に向かうことが多いです。
 大阪ボラ協で学んだ「参加の価値」を高めるため、2001年、**日本ボランティアコーディネーター協会**の創設に参画。2009年に寄付促進を進める**日本ファンドレイジング協会**の創設にも参加。両団体の副代表理事を務める他、**大阪大学**や**関西大学**では客員教授も務めています。吹田市在住。水瓶座。阪神タイガースファン。



こんなこともありました。1977年2月(22歳)のある日…
 大阪は日本で最初(1980年11月)に、地下鉄にエレベーターが
 設置された街です。その背景に当事者と市民の努力がありました。



1. 市民活動に固有の社会的意義は (1) 阪神大震災で認知された市民活動の意義

- ・全体に拘束されないから「機動的」
 - ・それぞれの個性を活かすかゆえの「多彩さ」
 ⇒ “みんな違う” から気づけ築ける多様な課題と活動
 - ・個々に応じることができるから「温かい」
 ⇒ “不公平にならざるを得ない” ことが強みに！
 - ・自己責任で多彩な活動を「開発・創造」
- ★New Public Organization(新しい公共)でもあるNPO
 ⇒ 議員と市民団体の対話で 新しい公益法人制度創設へ

1. 市民活動に固有の社会的意義は (2) 市民が「参加」することの意義

～ 「市民の参加」にこだわることの社会的意味

存在として「当事者」である人

- ⇒ 課題を抱える人々
- 第三者的に傍観(他人事扱い)されやすい

行為により「当事者」になる人

- ⇒ 市民を「当事者」にしていく市民活動
- 自身で悩み工夫し解決する中で「自分事」に

1. 市民活動に固有の社会的意義は

(2) 市民が「参加」することの意義

～「市民の参加」にこだわることの社会的意味

「社会的な課題に誰が取り組むか」との問いへの答えは、政府でもなければ企業でもない。新しく登場してきたサードセクターとしてのNPOである。しかもNPOはもう一つ重要な役割を果たすようになっている。**市民性の回復**である。



P.ドラッカー

(2) 市民が「参加」することの意義

『日本人は民主主義を捨てたがっているのか?』

(想田和弘著) から

想田和弘さん



政治家は政治サービスの提供者で、主権者は投票と税金を対価にしたその消費者であると、政治家も主権者もイメージしている。そういう「消費者民主主義」とでも呼ぶべき病が、日本の民主主義を蝕みつつあるのではないか。

主権者が自らを政治サービスの消費者としてイメージすると、政治の主体であることをやめ、受け身になります。そして、「不完全なものは買わぬ」という態度になります。それが「賢い消費者」による「あるべき消費行動」だからです。最近の選挙での低投票率は、「買いたい商品＝候補者がいないから投票しないのは当然」という態度だし、政治に無関心を決め込んでいるのは、『賢い消費者は、消費する価値のないつまらぬ分野に関心を払ったり時間を割いてはならない』という決意と努力の結果なのではないかと思うのです。

(2) 市民が「参加」することの意義

戦後70年の最も大きな変化の一つはかつては人口の50%を占めていた農村人口が人口比1.5%にまで激減したということです。

それは農村共同体的な合意形成の仕組みが放棄され、「会社」の仕組みがマジョリティを形成するに至ったということです。

株式会社は民主主義によっては運営されていません。

CEOに権限も情報も集中させ、すべてが上意下達のトップダウン組織です。従業員の合意を取り付けてから経営方針を決めるというような鈍くさい企業は生き残ることができません。

そういう仕組みに現代日本人は慣れ切っている。生まれてから、そういう組織しか見たことがないという人がもう人口の過半です。彼らにしてみると「民主主義的合意形成って何?」というのが実感でしょう。



内田 樹さん

(3) 住民が社会課題の「当事者」意識を高め「自治」の街をつくる

～頑張る人が孤立しない 辛さを分かち合える街へ

第三者の視点
⇒・かわいそう、役所が悪い、私は関係ない…

当事者の視点
⇒・放っておけない、なんとかしたい
・自分たちの問題、ともに考えよう
・私たちが解決しよう、私たちが解決できる

「市民社会」の概念図

参加の理念
(自らのイニシアティブで公共的な事柄の討論と決定に参加する権利)

参加の仕組み
(団体やネットワーク、場、方法、ツール)

参加の文化
(参加の意識と習慣)

出典『中国の市民社会』
李研焱

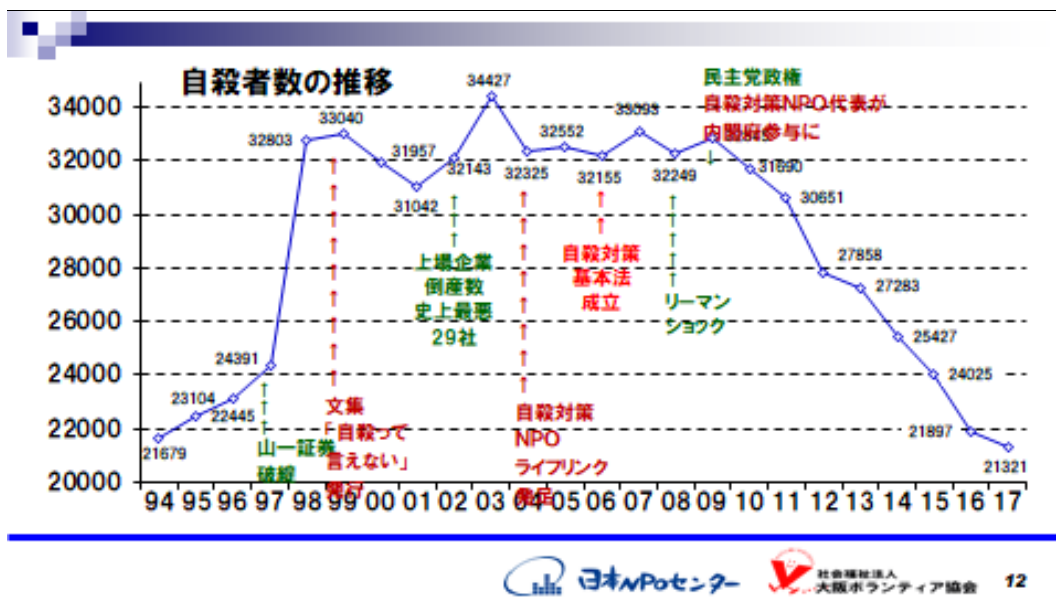
2. 当事者が行動することの意義

(1) 課題の存在を示し 解決の方向性を示す「当事者」

「当事者」がいないと、問題が認識されず、解決の方向性も定まらない

例) 個人的問題から、社会問題に位置づけられ直した「自死」

「自殺対策基本法」の目標
⇒・自死者を出さない
・自死者遺族を癒す



「自殺対策基本法」制定までの歩み

- ・「隠される死」「忌避される死」
- ・遺族が背負う「加害者意識」
- ・あしなが育英会の合宿研修が扉を開けた
- ・遺族としてのカミングアウト／公衆の前での訴え
- ・「当事者」の登場／運動の立ち位置が定まる
- ・個々の努力をつなぐ連携型NPO
- ・自殺は社会的に防げる死(avoidable death:WHO)
- ・誠実な政治家との連携

「自殺対策基本法」(2006年制定・公布)の基本理念

(基本理念)

第二条 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、**社会的な取組として実施**されなければならない。

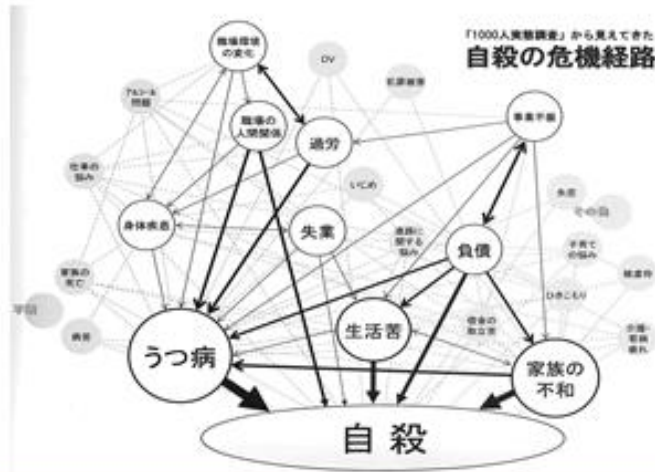
2 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

3 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

4 自殺対策は、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならない。

課題は「つながること」だった

- ・自死者は平均4つの悩みを抱えている
- ・7割が集中する10の危機要因
 - ①うつ病、②家族の不和、③負債、④身体疾患、
 - ⑤生活苦、⑥職場の人間関係、⑦職場環境の変化、
 - ⑧失業、⑨事業不振、⑩過労…
- ・自殺防止センター、病院、弁護士(多重債務相談)、消費生活センター、行政…が連携する必要性



2. 当事者が行動することの意義

(2) 障害者運動の大転換も 障害当事者が声をあげたことが起点

心中未遂事件で、障害児だけが死に殺人罪に問われた母親に対して
近隣住民らが「減刑嘆願運動」。

神奈川青い芝の会＝障害当事者は、なぜ障害児の殺人が減刑されるのか！と、鋭く問題提起。

1974年 優生保護法「改正」を阻止

